

ヘンリー八世と「聖職者の恩赦」

——イギリス宗教改革初期における国王の政策——

平井正樹

1530年夏の教皇尊信罪 *praemunire* による聖職者の起訴に始まり、翌年春の「聖職者の恩赦」
The Pardon of the Clergy でピークに達した一連の事件は、芳しい成果をあげえなかつたといふ。イギリス宗教改革において国王ヘンリー八世が教会に圧力を加える最初の試み⁽¹⁾ を示すものであつた。

1530年7月にカンタベリー大司教管区内の聖職者ら16名は教皇尊信罪の科で起訴された。一説によると、教皇尊信罪による起訴はやがて同大司教管区の全聖職者に拡大されたといわれる。その後、国王が課税をも含む諸要求の受諾を条件とする恩赦を明らかにしたので、カンタベリー〔大司教管区〕聖職議会 Convocation は、翌年2月にそれらの要求を半ば受け入れる旨、決議して処罰を免れた。これが「聖職者の恩赦」といわれるもので、この事件はその後、議会による関連二法、「[カンタベリー大司教管区] 聖職者恩赦法」と「俗人恩赦法」の制定⁽²⁾ ヨーク〔大司教管区〕聖職議会による同様の恩赦の受諾によって、一応の決着をみた。

これら一連の事件について、当時の庶民院の一員であった年代記作家ホール Edward Hall や神聖ローマ帝国大使シャプュイ Eustance Chapuys は、教会当局が恩赦の条件として聖職者臨時税⁽³⁾ の供出や、とりわけ国王をイングランド教会の「最高の首長」Supreme Head であると認めた点に注目して、この事件は国王の巧妙な政略によって仕組まれたものであり、その意味で教会に対する国王の勝利と国王至上権 Royal Supremacy 確立への第一歩を記すものであると書き残している。⁽⁴⁾ このような見方は、細部に関しては相違がみられるものの、大筋はその後バーネットを経て、今世紀初頭のガードナーやポラード、さらにはヒューズ等の歴史家に受け継がれてきた。⁽⁵⁾

しかし、周知の如く「テューダー革命論」で名高いエルトンがでて、事実関係に関しては従来の説に依りながらも、この伝統的な評価を根底から覆した。彼は「聖職者の恩赦」に国王の無策と有能な新進官僚トマス・クロムウェル Thomas Cromwell の活躍の余地を見いだした。また上記の国王の新称号についても画期的な意味を持つものではないと考えた。⁽⁶⁾ エルトンのこの説は、クロムウェルの果たした役割に関する評価は異なるものの、同時期に出されたスカリスブリックの事実関係についての詳細な研究⁽⁷⁾ によって補強され、定説となつた感が強い。だが、両者

の研究から既に四半世紀が過ぎている。その間エルトンはともかくとして、スカリスブリックはややニュアンスの異なる見解を示している。⁽⁷⁾ また最近 J・A・ガイは事実関係に関する詳細な再検討を試みている。⁽⁸⁾ わが国においては、この「聖職者の恩赦」に関する研究は必ずしも充分とはいえない。⁽⁹⁾ 本稿では上述の研究を踏まえながら、主として国王の言動に焦点をあてて、「聖職者の恩赦」にいたる国王の政策と称号の評価の問題について若干の考察を加えてみたい。

註

- (1) J. J. Scarisbrick, *Henry VIII* (California, 1968), p. 273; G. R. Elton, *Reform and Reformation: England 1509-1558* (Cambridge, Massachusetts, 1977), p. 144.
- (2) Act for the Pardon of the Clergy (22 Hen. VIII. c. 15) in *Statutes of the Realm*, III, pp. 334-38; Act for the Pardon of the Laity (22 Hen. VIII. c. 16), *ibid.*, III, p. 338.
- (3) Edward Hall, *Chronicle* (London, 1809), p. 774; *Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Henry VIII*, ed. J. S. Brewer et al. (London, 1863-1910), 21 vols. V, esp. 105, 124. Chapuys' letters to Charles V.
- (4) G. Burnet, *History of the Reformation of the Church of England*, ed. N. Pocock. (Oxford, 1862), 4 vols. I, pp. 172-86; J. Gairdner, *The English Church in the 16th Century* (London, 1902), pp. 107-10; A. F. Pollard, *Henry VIII* (1905), pp. 228-31; H. A. L. Fisher, *The Political History of England* (London, 1906), V, pp. 307f; K. Pickthorn, *Early Tudor Government: Henry VIII* (London, 1934), pp. 157-68; P. Hughes, *The Reformation in England* (London, 1951-54), 3 vols. I, pp. 226-36.
- (5) Elton, 'King or Minister? The Man behind the Henrician Reformation', *History*, n. s., xxxix (1954) reprinted in *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (Cambridge, 1974), I, pp. 173-88; *England under the Tudors* (London, 1955), pp. 124f.
- (6) Scarisbrick, 'The Pardon of the Clergy, 1531', *Cambridge Historical Journal*, xii (1956), pp. 22-39.
- (7) Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 273-81; Elton, *Reform and Reformation*, pp. 139-45.
- (8) J. A. Guy, 'Henry VIII and the *praemunire* manoeuvres of 1530-1531', *English Historical Review*, ccclxxxiv (1982), pp. 481-503.
- (9) 大野真弓「ヘンリー八世の国王至上法」『横浜市立大学論叢』第10巻第2号（1959年）, 『イギリス絶対主義の権力構造』(東京大学出版会, 1977年) 所収, 391—93頁。

—

1529年7月に教皇特使法廷が事実上閉廷し、離婚裁決を得られなかった国王は、裁判の過程でキャサリン王妃が行なったローマ聖庁控訴院 Rotaへの上訴に基づくローマ召喚状を受けたことも相俟って、ますますローマ教皇への不信を募らせた。その報復として大法官ウルジー Thomas Wolsey 枢機卿を罷免し、いわゆる「宗教改革議会」の第一会期（1529年）で聖職者の諸特権を制限する法律を制定した。しかし、国王は、屈辱的なローマ召喚を避ける一方では教皇から離婚許可を得なければならないという矛盾した立場に立たされてしまった。そこで1530年の夏から翌

年の冬にかけて、彼の心の中にローマ教皇の権威を無視して自国内で決着をつけようとする考えが現われ始め、それが次第に確信に近いものへと発展しつつあったとしても不思議ではない。⁽¹⁾ このような状況のもとで、^{アトニー・ジェネラル} 法務長官クリストファー・ヘイルズ Christopher Hales は1530年7月11日および7月末（あるいは8月上旬）に聖職者15名と俗人弁護士1名を教皇尊信罪の科で^{キン}
^{グズ・ベンチ}玉座裁判所に起訴した。⁽²⁾

この起訴の理由は、彼らがかつて教皇特派使節 *legate a latere* としてのウルジー枢機卿に臨時年収の一部を供与したこと、言い換えればウルジーの教皇特派使節としての権力におもねったことが教皇尊信罪にあたるということであった。教皇尊信罪による起訴は先に失脚したウルジーに対する起訴と軌を一にするものであった。しかし、ウルジーは教皇特派使節となった以後も長年にわたり当の国王に重く用いられていたのであるから、それを考えると彼らに対する起訴理由には不可解な点が多い。⁽³⁾

この起訴が事実に則したものかどうか、まず起訴された聖職者らの経歴等をみてみると、16名の内訳は司教が8名、修道院長が3名、司教座聖堂助祭長が2名、司教座聖堂参事会長・同代理が各1名、それにカンタベリー大司教附属控訴裁判所たるアーチ裁判所と海事裁判所の両法廷に仕える俗人事務弁護士が1名となっている。⁽⁴⁾

彼らのうち、現実にウルジーに金銭を供出したことを認めた者は僅かに司教3名⁽⁵⁾であり、司教でいえばむしろウルジーの権勢に対して快く思っていない者が多数を占める。特にスタンディッシュ⁽⁶⁾やフィッシャーは事情は異なるものの、ウルジーと鋭く対立した経歴を持つ。このようにしてみると、ウルジーの権威におもねったとする起訴理由は根拠が薄いことが分かる。もっともガイが述べていることではあるが、大法官としても権勢を振ったウルジーに強く反対した者こそ将来、国王の政策に対しても猛反対する恐れがあると考えるならば、この起訴は極めて政治色の濃いものであり、その意味では巧妙な策略といわざるを得ない。⁽⁷⁾

また、この起訴はキャサリン〔王妃〕派に照準を合わせたものだという従来からの見方もある。確かに15名の聖職者には反国王派と思われる者が少なからず含まれている。スタンディッシュ、ウェスト、フィッシャー、クラーク、フィンチ、トラヴァーズらはこの時点ではキャサリン派と考えられている。⁽⁸⁾しかし、終始一貫してヘンリー八世の政策に反対し刑死したフィッシャーは別として、他の多くの者は後に国王派に転向しており必ずしも確固とした反国王派とはいえない。ましてや上記以外の者には国王派と思われる者さえいるのである。⁽⁹⁾

このように起訴の意図は探ってみると今一つ明らかではないが、ここで起訴以後の経過を考え合わせると注目すべき事実がある。それは宗教裁判所の俗人弁護士ハシーが起訴されていることである。ガイはこの点に着目して、この俗人弁護士の起訴によって、教会は当時、起訴が単に個々の聖職者の行為の糾弾だけでなく教会裁判権といった教会権力の行使に対する糾弾をも意図し

ているものであると判断したと、主張している。¹¹⁰ このガイの主張は、次に述べる起訴以後の経過に関する解釈と密接な関係をもっている。

7月の起訴から翌年1月の国王とカンタベリー聖職議会の交渉にいたる経緯については、いささか不明な点が多い。既に述べた通り、7月に16名の聖職者らはウルジーの教皇特派使節権の承認が教皇尊信罪にあたるとして起訴された。また、従来の説によると、12月に全聖職者に対する同一の罪状による起訴も行なわれたとされる。¹¹¹ ところが、7月の起訴に関する被告召喚日は二度にわたり変更され、¹¹² 裁判も実際には行なわれなかった。しかも、この起訴事由については、年代記作家ホールや帝国大使シャプュイの証言¹¹³ と一致するにもかかわらず、翌年3月に制定された「聖職者恩赦法」ではこのウルジーの件は全く言及されていない。それに代って、カンタベリーの全聖職者らが教会裁判所等で教会権力を行使したことが教皇尊信罪の内容とされており、¹¹⁴ これは1月下旬に国王評議会が聖職議会との交渉中に起草した示談書原案¹¹⁵ と一致する。

上記の史料にみられる相異点から、まず7月の起訴から翌年1月の交渉にいたる間に、「恩赦法」の対象となるべき起訴、つまり教会権力の行使を教皇尊信罪の内容とする起訴が行なわれたか、また、全聖職者に対する起訴は実際に行なわれたかという問題が見いだされる。さらには、これらの起訴方針に係わる問題以外に、「恩赦法」に具体的な形で表わされる議会立法の手段がいつ採用されたのかという問題も生じる。これらの問題はすべて起訴以後のヘンリー八世の政策変更の有無の問題に集約されよう。

これらの問題について、スカリスブリックやエルトンは、全聖職者に対する起訴や教会権力の行使を罪状とする起訴は史料の上で確証がないので実際に行なわれなかつた可能性が強いとしながらも、¹¹⁶ 召喚日の変更や教皇尊信罪の内容の相違などを含めて、これらはすべて、10月21日付のクロムウェルの書簡（「高位聖職者らは教皇尊信罪の件では出廷しないでしょう。……新しい手立てが考え出されています」）¹¹⁷ が示すように、国王の政策が消極的な起訴方針から積極的な起訴方針へ、さらには議会立法という強硬かつ効果的な手段の採用といった政策に変更されたことを意味するものであると論じている。¹¹⁸ 特にエルトンはクロムウェル書簡に注目して、議会立法の採用はクロムウェルの説得によるものだと主張している。¹¹⁹

上記の諸問題については、ガイの説に依拠しながら国王の政策という面に焦点をあてて検討することにしよう。まず、教会権力の行使を教皇尊信罪の内容とする起訴や全聖職者に対する起訴についてであるが、スカリスブリックが指摘しているように確固とした証拠がないので、これらの起訴が実際に行なわれたか非常に疑わしい。ことにホールやシャプュイが国王はウルジーの教皇特派使節権の承認を罪状とする恩赦法案を議会に提出したと記しているから、²⁰ 国王は一貫してウルジーの件を教会に対する圧力の手段として用いていたと考えられる。つまり起訴自体は終始ウルジーの教皇特派使節権の承認を罪状としており、起訴方針に変更はなかつたのである。し

かし、それにもかかわらず、シャプュイが記しているように、²¹⁾ 聖職者たちは15名以上の多数の聖職者に対する起訴が迫りつつあると考えざるをえない状況に追い込まれていたにちがいない。そもそも全聖職者に対する起訴は国王の強硬な姿勢を彼らに悟らせるという政治的意味合いをもつ。そして、実際に同様な効果をもたらす政治的圧力が加えられたと考えられる。7月に起訴された16名のうち9名が新たに翌1531年1月20日に出廷を命じられたことがこれにあたる。²²⁾ しかも、この9名の中にお教會裁判所の俗人弁護士ハシーが含まれていたことは、既に述べた通り、教会当局をして国王は当初よりウルジーの件を起訴事由としながらも教会権力という、より本質的な罪状に絞っていたと受けとらせるのに充分なものであったといえる。したがって、国王と聖職議会との交渉の場では教会権力の行使が教皇尊信罪にあたることをめぐって話し合いがもたれたわけである。

また、スカリスブリックらが政策変更の証拠としている被告召喚日の変更やクロムウェル書簡にしても、国王の政策変更を意味するものとは考えられない。シャプュイ書簡が示唆しているように、国王は、ウルジーが聖職者臨時税を課した1523年の場合と同様、最初から議会の開会に合わせて起訴する方針を打ち出していた。²³⁾ 国王は10月15日ごろに議会開会日を10月22日から翌年1月16日に延期した。それにともなって召喚日も延期されたのであり、²⁴⁾ 10月21日のクロムウェル書簡も単にこの事実を示しているにすぎないのである。²⁵⁾

さらに議会立法の問題であるが、上記のことからヘンリー八世は当初より起訴と議会立法の二つの方法をとっていたと思われる。議会が開かれた時、ホールやシャプュイが言及した法案は確かに議会に提出されたものの、後で説明するように、²⁶⁾ それは庶民院で否決され、廃案となった。しかし、その後で教会権力の行使を教皇尊信罪の内容とする新しい第二の法案が提出され、それが「恩赦法」として成立した。つまり、ホールらが言及した法案以外にもう一つ法案があったのである。²⁷⁾ こうして見ると、教皇尊信罪の内容が異なるのは当然であり、国王の政策の変更を意味しないことになる。

以上の内容を要約すると、国王は当初よりウルジーの件を罪状とする起訴と、同じ罪状に係わる恩赦法の制定とを政策としており、政策変更はなかった。一方、教会当局は執拗な召喚日の変更や議会立法の脅威の前に、国王の政治的意図が課税と教会権力の規制にあると考え、²⁸⁾ 議会開会（1月16日）の後に国王との示談に踏み切らざるをえなかつた。つまり、国王は議会立法の手段をも含めて一貫した政策をとっており、教会は国王のこうした強固な意志に周章狼狽して、翌年に直ちに示談を認めざるをえなかつたのである。

註

(1) Elton, *Reform and Reformation*, p. 132.

(2) Guy, *op. cit.*, pp. 482-87. 従来、起訴された者は15名の聖職者のみと考えられていた。Cf. Scarisbrick,

'The Pardon', p. 26.

- (3) 教皇尊信罪は本来、聖職者の任命や教会裁判に関して国王の許可を得ずに入国外（ローマ）の法廷に上訴することを禁止した教皇尊信罪法 *Statutes of Praemunire* (1353-93) に反する行為であったが、後に他の権力が国王よりも優位を占める意味に拡大解釈されるにいたった。Cf. Burnet, *op. cit.*, pp. 173-82.
- (4) Geoffrey Blythe (bishop of Coventry and Lichfield), Richard Nix (Norwich), Henry Standish (St. Asaph), Nicholas West (Ely), Thomas Skeffington (Bangor), John Clerk (Bath and Wells), John Fisher (Rochester), Robert Sherborne (Chichester); John Islip (abbot of Westminster), John Melford (Bury St. Edmunds), Robert Fuller (Waltham Cross); Edward Finch (archdeacon of Wiltshire), Adam Travers (Exeter); Edmund Frocetor (dean of Hereford); Giles Hakluyt (subdean of Salisbury); Anthony Husye (lay proctor). Cf. Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 25-7; Guy, *op. cit.*, pp. 482-87.
- (5) Nix, West, Sherborne. Cf. Pollard, *Wolsey* (London, 1929), pp. 177, 196; Scarisbrick, *op. cit.*, p. 27; Guy, *op. cit.*, p. 483.
- (6) タンディッシュはハン事件（1515年）において王権を擁護したため、ウルジーに教皇尊信罪で星室庁に起訴された。宗教改革においてはキャサリン王妃を支持したが、後に国王派に転向した, cf. D. N. B.
- (7) M. Kelly は16名の中に、かつて 1523年にウルジーが聖職者に課税した際にその課税に猛反対した者が含まれていると主張し、ガイもこれを支持しているが、フィッシャー以外には該当する者はいない。しかし、この説はこの事件が課税をその一つの目的としていたことや1523年のウルジーの政策を模倣したことを見唆している点、注目される。Cf. Guy, *op. cit.*, pp. 483 f.; Pollard, *Wolsey*, pp. 190 f.
- (8) クラークとトラヴァーズは王妃結婚無効判決（1533年）に反対している, cf. S. E. Lehmberg, *The Reformation Parliament 1529-1536* (Cambridge, 1970), p. 108n. フィンチは1526年以来、メアリ王女の侍医, cf. Scarisbrick, *op. cit.*, p. 27. ウエストは以前はウルジー派であったが、宗教改革においては反国王派であった, cf. D. N. B.
- (9) イズリップは1513年に国王評議会議官となっている, cf. Lehmberg, *op. cit.*, pp. 42 f.; D. N. B. シャーボーン, イズリップ, メルフォード, フラーは国王の命により1530年6月に離婚解決促進要請の教皇宛書簡に署名している, cf. Guy, *op. cit.*, p. 485.
- (10) Guy, *op. cit.*, pp. 486 f. 59頁参照。
- (11) Fisher, *op. cit.*, p. 307; Pickthorn, *op. cit.*, p. 157. Cf. Burnet, *op. cit.*, p. 172.
- (12) 聖職者らは当初10月17日に出廷を命じられていたが、出廷した者はニックスとメルフォードだけで、残りの者は10月30日に出廷を命じられた。しかし30日に出廷した者はおらず、彼らの内9名の者は再度、翌年1月20日（議会開会予定日の4日後）に出廷するように命じられた。Cf. Guy, *op. cit.*, pp. 487, 489. 59頁参照。
- (13) ホールは、聖職者らは「枢機卿の教皇使節としての権力を今まで支持し、維持してきた。そのため、法務閣下は教皇尊信罪にあたると明確に述べた。……議会が開かれた時、聖職者の恩赦〔に関する法案〕は国王によって署名され、貴族院に提出された」と記している, cf. Hall, *op. cit.*, p. 774; *Letters and Papers*, V, 62. 1月23日付書簡。
- (14) 大司教ら聖職者は「教会諸法廷において、それらの靈的権限を行使し……教皇尊信罪法の法規に違反した……」Cf. *Statutes of the Realm*, III, p. 334.
- (15) Lehmberg, *op. cit.*, p. 111; Guy, *op. cit.*, p. 488.
- (16) スカリスブリックは、教会権力の行使を罪状とする起訴と同様の趣旨の事柄はおそらく1月までに聖職議会に口答で伝えられたとしている。Cf. Scarisbrick, *op. cit.*, p. 30.
- (17) 失脚したウルジーに宛てた書簡。Cf. R. B. Merriman, *The Life and Letters of Thomas Cromwell* (Oxford, 1902), 2 vols. I, pp. 334 f.

- (18) Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 27-30; Elton, *Reform and Reformation*, pp. 140-44.
- (19) Elton, *op. cit.*, pp. 140 f. なお、スカリスブリックは政策変更はクロムウェル以外の国王評議会議官によるものと記したが (Scarisbrick, *op. cit.*, p. 30), 後の著書では全く言及していない, cf. *Henry VIII*, pp. 273-75.
- (20) 註(13)参照。
- (21) 少なくとも60名の司教や修道院長, 150名の下級聖職者が玉座裁判所に起訴される恐れがあると, 9月20日付書簡の中で述べている, cf. Guy, *The Public Career of Sir Thomas More* (Sussex, 1980), p. 137.
- (22) Blythe, West, Clerk, Fisher, Sherborne, Islip, Travers, Hakluyt, Husye. 註(4), (12)参照。Cf. Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', p. 489n.
- (23) *Letters and Papers*, V, 62. 註(7)参照。
- (24) Guy, *op. cit.*, p. 487. 註(12)参照。
- (25) ガイはクロムウェルの書簡を「空想的な書簡」(quixotic letter)と評している, cf. Guy, *op. cit.*, p. 502. なお、たとえ政策変更があったとしても、それがクロムウェルの説得によるものとは限らない。周知の如く、クロムウェルはイングランドにおけるローマ・カトリック教会の権力を議会立法によって国王に移譲し近代的主権国家を確立するという政治哲学に基づいて、1532年以降の一連の宗教改革政策を立案した。しかし、この段階では彼の政治哲学は明確に表明されていなかった。議会立法によって教会権力を剥奪する手段は彼の独案とは言い切れない。それは、神定法によって明確に規定されていない聖職者の諸特権を廃止する議会の権利を同時期に説いたセント・ジャーマン Christopher St. German に帰せられるものであるかもしれない。Cf. esp. Elton, 'The Political Creed of Thomas Cromwell', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., vi (1956) in *Studies*, II, pp. 215-35; Guy, 'The Tudor Commonwealth: revising Thomas Cromwell', *Historical Journal*, xxiii (1980), pp. 681-87; 栗山義信「『エムパイヤ』と『コモンウェルス』—トマス・クロムウェルとその思想」, 『待兼論叢』第4号 (1971年), 他。宗教改革においてクロムウェルが果たした役割についてはエルトンとスカリスブリック、ガイとの間で評価が分かれる, cf. Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 302-4; Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', p. 480. この評価などの問題をめぐって以前 *Past and Present*, xxv (1963)-xxxii (1965) 誌上で論争が行なわれたことは栗山義信「テューダー革命論争」(『史林』第49巻第3号, 1966年)に詳しいが、最近ブラッドショウやガイが異なった視点からこの問題をも含めエルトン学説の検討を行なっている, cf. B. Bradshaw, 'The Tudor Commonwealth: Reform and Revision', *H. J.*, xxii (1979), pp. 455-75; Guy, 'The Tudor Commonwealth', pp. 681-87.
- (26) 64頁参照。
- (27) Lehmberg, *op. cit.*, pp. 126-128; Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', pp. 492-94, 499-501.
- (28) ガイは国王の政治的意図が主として課税にあったことを強調するが (*op. cit.*, esp. p. 502), 彼の論文の論旨からは、むしろ国王は教会権力の規制と課税の両者を意図していたと受けとられる。

二

1531年1月13日に開かれたカンタベリー聖職議会は議会が開かれてから間もなく、おそらく1月21日頃、国王が恩赦の条件として聖職者臨時税を要求していることを正式に知り、直ちにその要求を受け入れることを決めた。なぜ性急に国王との示談に踏み切ったかは既に述べた。初めは4万ポンド供出で打診したが、24日にウルジーによる課税（1523年）の例に倣って5年分割払い

で約10万ポンド⁽¹⁾を供出することを決め、国王との示談はほぼ成立しかかった。この時点で政府が示談書原案を作成したことは既に記したが、⁽²⁾一方の聖職議会も国王に嘆願書を提出しており、その内容からこの時期の聖職議会の関心事が明らかになる。

嘆願書の骨子は、第一に大憲章等によって保障されてきた教会の諸特権と自由を再確認してもらうこと、第二に教皇尊信罪の内容を明確にするとともに、将来、教会権力のいわゆる「不法な」行使を同様の罪状として起訴を行なわないこと、第三に前議会（第一会期、1529年）で制定された（聖職者の諸特権を規制する）諸法律が、世俗権力の介入から教会を守る古来の特権に反するので、廃止すること、第四にルター派等の異端排撃を強化すること、の四項目からなる。⁽³⁾ これはシャプュイの書簡⁽⁴⁾にもほぼ同様の内容が記されており、聖職議会が財産没収等の刑罰や課税よりも教会の将来を慮っていたことを示している。

この嘆願書は交渉にいたるまでの国王の姿勢に触発されたものと考えられるが、請願するには余りにも過大な要求であったといえよう。というのは、第四項目の要求はともかくとして、それ以外の要求を認めてしまえば今後、国王は教会権力を規制する手がかりを失う恐れがあったからである。国王は離婚問題の解決にあたってあらゆる手段をとることができるように行動の余地を残しておかなければならなかったので、なんらかの対応を迫られた。そして、それは以前から口に出していた王権の概念を教会権力との関係において表明するという形で示された。そのきっかけとなったのは臨時税の支払い方法をめぐる対立であった。

聖職議会が翌年の3月に分割払いの初回分を支払うことを申し出ると、国王は臨時税を戦時には一括払いでの供出するという要求を持ち出した。⁽⁵⁾ 聖職議会がこれを拒絶すると、2月7日、国王は恩赦の条件として臨時税以外に、新たに五項目の要求をカンタベリー大司教ウォーラム William Warham につきつけた。この五項目の要求の概要は次の通りである。⁽⁶⁾

- I. 聖職議会は、国王が「イングランド教会と聖職者の唯一の保護者にして最高の首長である」ことを認めること、
- II. 聖職議会は、国王が今まで教会を危害から守ってきた経緯を考慮して、「国王陛下に委ねられている魂の救護」(cure of souls committed to His Majesty)に尽力すること、
- III. 国王は、王権と王法に反しない限り、教会の諸特権と自由を認めること、
- IV. 国王は、議会で議決された条件の下で、教皇尊信罪に対する大赦 general pardon をカンタベリー聖職議会に授けること、
- V. 聖職議会はすべての俗人が同様の罪で問責されることを認めること。

この五項目の中で最も注目すべきは第I項目と第II項目であろう。これらは後述するように、ヘンリーエル世による皇帝教皇主義 Caesaropapism の主張と思われるからである。事実、聖職議会はこれらの項目を審議し始めてからの5日間、紛糾に紛糾を重ねたといわれる。司教たちは

「教会法が許容する限り」(as far as the Canon law allows)という但書を插入することを提案したのに対して、国王はこの文言は限定的すぎるとして拒絶した。⁽⁷⁾ 一方、オードリやクロムウェルらの議官たちは、新しい称号は国王に従来以上の権力や靈的^{スピリチュアル・マスターズ}事柄に関与する権限を与えるものではないと、その承認を説いた。これに対してフィッシャーは、国王や後継者らが後になって変節して「教会に対する支配権」を行使することを恐れ、反対した。再度、オードリらは教会支配権について、それは「国王が神の御言葉が許す以上の権力や権威を持ちえない」ことを意味すると述べた。⁽⁸⁾ その後、国王はアン・ブリンの兄ロチフォード子爵を送り、「神について」(after God)という文言を插入することを提案したが、司教たちは曖昧であるとして拒絶した。⁽⁹⁾ このようにして聖職議会が結論を下すことができない状態をみて、大司教ウォーラムは2月11日に国王との会見の後、全五項目に関する妥協案を聖職議会に示した。聖職議会の議場では沈黙が支配したが、ウォーラムは「沈黙している者は賛成している者とみなされる」という古諺を引き合いに出し、聖職議会が妥協案の受諾を決議したものとみなした。⁽¹⁰⁾ この妥協案は3月8日、正式文書に作成されて国王に提出され、了承された。⁽¹¹⁾

聖職議会が受諾した妥協案の内容⁽¹²⁾を国王の要求項目に照らしてみていくと、まず第Ⅰ項目については、但書が再び変更され、「われわれは陛下がイングランドの教会および聖職者の特別の保護者であり、唯一最高の主君であり、かつキリストの摂の許容する限りにおいて、まさにその最高の首長であることを認める」‘of the Church and Clergy of England, whose especial Protector, single and supreme lord, and, as far as the law of Christ allows, even Supreme Head we acknowledge his Majesty to be’⁽¹³⁾とされている。この称号の意味するところについては、解釈上の問題点があるので、次章で詳しく検討したい。

第Ⅱ項目については、教会は「国王陛下に委ねられた臣民の、魂の救護」(cure of souls of men committed to His Majesty—[イタリックは筆者])に尽力するという文章に変わり、国王が「魂の救護」という宗教的権能を直接持つことは拒絶されている。この第Ⅱ項目に関する限り、教会は完全に立場を守り通したといえる。⁽¹⁴⁾ 第Ⅲ項目の要求はそれ以前の経過と照らし合わせると、恐らく国王が最も固執したものに違いない。既に説明した通り、国王はウルジーの教皇特派使節権の承認を口実にして、実は王権などの世俗権力から独立している教会権力の規制を意図していたと思われるからである。だが妥協案書にはこの第Ⅲ項目の内容に対応する文章は見あたらない。ただ教会は国王が異端から「キリスト教信仰と教会を守る」ことを期待する旨の文章が記されているのみである。妥協案書が第Ⅲ項目に触れていないということは、国王が王権と国法とに抵触する教会の諸特権と自由を規制することができなかったことを意味すると同時に、教会側も大憲章などによって保障されてきた古来の諸権限を無条件で確認してもらうことに関して国王から言質をとることができなかったことをも意味する。⁽¹⁵⁾ 第Ⅳ、Ⅴ項目の国王の要求は、今

アソティクレリカル
 回の政策が議会の反聖職的感情を計算に入れていたことを示すものである。妥協案書では、第Ⅳ項目で教会が教皇尊信罪に対する大赦を受け入れることが認められるものの、議会の定める条件については全く言及されていない。また俗人の有罪に関する第Ⅴ項目も全く触れられていない。国王は議会に提出した〔第一〕恩赦法案¹⁶ が庶民院によって拒否された関係上、この時点ではグレート・シール 国璽による承認という手続きしか取るべき手段がなかった。教会は議会の反聖職的感情を考慮して、教皇尊信罪による俗人の有罪を認めることを拒絶したが、反面、議会が教皇尊信罪に対する恩赦の条件を規定しなかったことは、彼らにとって教皇尊信罪の明確な定義を知る機会を失ったことになり痛手であった。以上、妥協案書の内容に関する限りでは、伝統的な解釈が示すような国王の確固とした勝利は認められない。むしろスカリスブリックが指摘しているように、逆に聖職議会は恩赦の条件として臨時税を認めた「第一ラウンド」に比べて「第二ラウンド」では態勢を立て直して、勇気と巧妙さでもって健闘したといえるのではないだろうか。¹⁷

この「聖職者の恩赦」には議会（第二会期、1531年1月16日—3月31日）による関連二法の制定というエピソードがつく。国王は議会の開会直後に聖職者の恩赦に関する法案を貴族院に提出した。この法案は、ホールやシャプュイが言及しているように¹⁸ ウルジーの教皇特派使節権の承認を教皇尊信罪の内容としているが、後に「聖職者恩赦法」として制定されたものではなかった。前にも述べたように「恩赦法」には法案が二つあった¹⁹ のであり、第一の法案がホールの言及した上記の法案で、これは貴族院で可決された後、庶民院で否決され廃案となった。庶民院の「反対の人々」は、ウルジーとなんらかの形で関係を持った者が皆、同じ教皇尊信罪に問われることを懸念して、俗人に対する恩赦を法案可決の条件とすることを国王に陳情したが、拒絶された。²⁰ 彼らがその法案に反対した本当の理由は課税を恐れた点にあったと思われる。

次いで、国王と聖職議会との間で示談が成立した後、すなわち3月10日に「不法な」教会権力の行使を教皇尊信罪の内容とする第二の恩赦法案が国王によって先ず庶民院に提出された。²¹ この法案は貴族院において、ヨーク大司教管区が臨時税を供出しない限り、同管区に対する恩赦は認められないこと、²² 国王の新称号を承認すること、7月に起訴された者1名を含む8名の聖職者を恩赦の対象者から除外すること²³ を骨子とする但書が追記されるなど、修正が加えられた後に両院でそれぞれ可決され、「聖職者恩赦法」として成立した。この「恩赦法」は課税を条件として教会権力の行使に対する恩赦を法文化したもので、教皇尊信罪の定義は依然として曖昧なもの、7月にウルジーの件で起訴された者は1名を除いて全員、恩赦が認められている。また内容の上で庶民院を宥めるために穏やかなものとなっている²⁴ が、この点は「恩赦法」成立の事情を物語っている。さらに庶民院の危惧を解消するために課税を条件としない俗人に対する恩赦法案が3月29日²⁵ に庶民院で可決され、後に「俗人恩赦法」として制定された。

以上述べた「聖職者の恩赦」の全体的評価については、妥協案の第Ⅰ、Ⅱ項目に関する評価と

合わせて、次章で検討したい。

註

- (1) 聖職議会は10万ポンド以外にその徵収費用として3,444ポンドをも要求されたが、結局、10万44ポンド8シリング4ペニスとなった。Cf. Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', p. 488.; Scarisbrick, 'The Pardon', p. 29.
- (2) 58頁参照。
- (3) Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 32 f.; Lehmberg, *op. cit.*, p. 112; Elton, *Reform and Reformation*, p. 142; G. R. Nicholson, 'The Nature and Function of Historical Argument in the Henrician Reformation', unpublished Ph. D. dissertation (Cambridge, 1977), p. 124; Guy, *op. cit.*, p. 494.
- (4) *Letters and Papers*, V, 105. 2月14日付書簡。
- (5) Cf. *ibid.*
- (6) D. Wilkins (ed.), *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae* (1737), III, p. 725, cited in Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 34 f. Cf. Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 275 f.; Lehmberg, *op. cit.*, pp. 112 f.; Nicholson, *dissert.*, p. 125; Guy, *op. cit.*, p. 495.
- (7) Hughes, *op. cit.*, p. 229.
- (8) Lehmberg, *op. cit.*, pp. 113 f.
- (9) Gairdner, *op. cit.*, p. 107; Maynard Smith, *Henry VIII and the Reformation* (London, 1948), p. 51; Hughes, *op. cit.*, p. 229; Nicholson, *dissert.*, p. 126 n.
- (10) 同日、再度ウォーラム大司教は署名による承認を求めた。カンタベリー聖職議会上院は同大司教管区の全司教と修道院長らから成るが、当時全司教座は17あり、1司教座は空位。同日聖職議会に出席し賛成した司教は9名で、残りの司教は欠席した。Cf. Lehmberg, *op. cit.*, p. 115 et n.
- (11) この文書は再度3月22日に宣誓文書に改められ国王に提出された。Cf. Guy, *op. cit.*, p. 499.
- (12) Wilkins, *op. cit.*, pp. 742 f. cited in Scarisbrick, 'The Pardon', pp. 34 f. Cf. Gairdner, *op. cit.*, p. 109; Hughes, *op. cit.*, p. 229; Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 275 f.; Elton, *op. cit.*, pp. 142 f.; Guy, *op. cit.*, p. 499.
- (13) Gairdner, *op. cit.*, p. 109. 大野前掲書391頁参照。原文は'Ecclesiae et Cleri Anglicani, cuius singularem protectorem, unicum et supremum dominum, et quantum per Christi legem licet etiam supremum caput ipsius majestate recognoscimus' (My italics), cf. Wilkins, *op. cit.*, p. 744 cited in Scarisbrick, *op. cit.*, p. 34; Lehmberg, *op. cit.*, p. 115 n.
- (14) Guy, *op. cit.*, p. 499.
- (15) Scarisbrick, 'The Pardon', p. 35; Guy, *op. cit.*, p. 499.
- (16) 註(20)参照。
- (17) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 30. ヒューズは「(教会)指導者らの倫理の質」が問われた危機であったと、称号の承認などを批判している, cf. Hughes, *op. cit.*, p. 230.
- (18) 58頁註(13)参照。
- (19) Lehmberg, *op. cit.*, pp. 119, 126-28; Guy, *op. cit.*, pp. 492-94, 499-501.
- (20) Hall, *op. cit.*, p. 775.
- (21) Lehmberg, *op. cit.*, pp. 126-28; Guy, *op. cit.*, pp. 499 f. Cf. Hall, *ibid.*
- (22) 法文では、カンタベリー大司教管区と同様、10万ポンドとされているが、実際には約1万9千ポンド (£ 18,840. 10 d.) をヨーク聖職議会は同年6月に支払い、恩赦を得た。Cf. *Statutes of the Realm*, III, p. 337; Gairdner, *op. cit.*, p. 109.
- (23) 7月に起訴され恩赦から除外された者はトラヴァーズ(57頁参照)で、他の者はウルジーの腹心であつ

たアレン John Allen (archbishop of Dublin) とブース Charles Booth (bishop of Hereford), 聖職議会下院における反国王派のライガム Peter Ligham (dean of the arches), クリフ Robert Clyff (archdeacon of London), フィリップス Rowland Phillips (vicar of Croydon), ペレス Thomas Pelles (chancellor of Norwich diocese), 残り1名はベイカー John Baker (a canon of Salisbury)。Cf. *Statutes of the Realm*, III, p. 337; Guy, *op. cit.*, pp. 500-502.

(24) Guy, *op. cit.*, p. 500.

(25) *Ibid.*

三

まず「最高の首長」の解釈の問題であるが、シャプュイは、聖職者たちがこの称号によって国王を事実上の教皇にしてしまったと記している。シャプュイは「キリストの掟の許す限りにおいて」云々という但書を無効かつ無意味なものとして受けとったのである。⁽¹⁾ 古典的解釈では、この称号は1534年の「国王至上法」によって規定された国王による教会権力の掌握に通じるものとされている。しかし、エルトンによれば、この称号は、この時期に行なわれた国王の一連の発言とともに、聖俗両界の最高権力者の称号を意味するものではないとされる。それらは、後述のダラム司教タンストール Cuthbert Tunstal の抗議に際して国王自身も認めたように、俗界における最高権力者の称号を意味する。⁽²⁾ つまり、それらの言葉は、ハン事件（1515年）の際に世俗裁判所の管轄権を擁護して、ヘンリー八世が宣言した「余は神の御慈悲によってイングランド王であり、イングランド王は未だかつて神以外に上位者を持ったことがない」⁽³⁾ という言葉と同次元のものであり、したがって、独立した教会権力に対する国王権力の中世以来の受動的抵抗の一表現でしかないとされる。

この称号の意味を解釈するにあたって、まず留意しなければならないのは、1530年夏から翌年冬にかけて行なわれた国王の一連の発言であろう。⁽⁴⁾ この発言の趣旨は二つの主張として要約される。第一の主張はイングランドには以前から、それがなんであれ、教皇といえども侵すことのできない国家の特権ともいるべきもの (*privilegium Angliae*) があり、この古来の特権は国王個人の王位に具現化されている以上、国王は王国内では最高位者であるという主張である。⁽⁵⁾ 「帝国の権威」 (*imperial authority*)⁽⁶⁾ と言い表わされたこの主張は次の第二の主張と表裏一体をなしている。第二の主張とは、首都大司教管区内において発生した係争事件は同管区内で解決される、というイングランド大司教管区の自主決定権の主張のことである。これは国王に対するローマ召喚の回避と自国内における裁判の一方的再開を意図したものであるが、上記の第一の発言内容と関連させると、イングランド王国に対するローマ教皇の宗教的支配権を否定するニュアンスを持つ。しかもヘンリー八世は既に国王には司祭と同様に「魂の救護」の責任がある、つまり国王は宗教的権能を備えているという考えを明らかにしている。⁽⁷⁾

こうした考えはすべてヘンリー八世が自ら考えついたものではなく、当時ヘリフォード司教フオックス Edward Foxe らによってまとめられていた「原典編纂集」*Collectanea satis copiosa*⁽⁸⁾にかなり依拠したものである。国王は1530年9月末には既にほぼ編集されていたこの註釈書を確實に読んでいたと思われる。⁽⁹⁾ この註釈書の内容は宗教的意味で国王の主張よりもはるかに急進的であり、歴代の教皇による聖ペトロの座（ローマ教皇座）の篡奪、聖職禄取得納金 Annate の不法性、教会による教会法制定権の不法性など、後の宗教改革政策の対象となる問題にまで及んでいた。したがって、ニコルソンが示唆しているように、この時点でヘンリー八世は、後にクロムウェルによって表明された近代的国家主権の概念とはやや次元の異なるもの⁽¹⁰⁾ではあるが、国王は聖俗両界における最高権力者であるという内容に極めて類似した考えを明らかにしていたことは間違いない。

それでは、こうした国王の考えは「最高の首長」という称号にどのような意味合いを与えるのであろうか。スカリスブリックやニコルソンはこの称号を上記の国王による一連の発言の論理的帰結であると解釈している。⁽¹¹⁾ この点で国王に迎合したノーフォク公の言葉は明快である。彼は1531年6月にキャサリン王妃に対してローマ上訴の取り下げを懇願した際に、国王は「最近イングランドの議会と聖職者が認めたように、聖俗両界における王国の完全な元首」であると述べている。⁽¹²⁾ ヘンリー八世はノーフォク公のこの言葉を肯定したであろうか。彼は一見曖昧な態度をとっている。こうした国王の態度を理解する手がかりとして、タンストールの抗議に対する彼の返書が注目される。

1531年6月、ヨーク聖職議会はカンタベリー聖職議会と同様の決議を行なった。その直後にタンストールは、国王は「最高の首長」という称号によって「靈的事柄に関して最高の首長」であることを求めているという誤解が生じる恐れがあるので、真意を明らかにするために「世俗的事柄に関して」という言葉を插入すべきではないかと抗議した。⁽¹³⁾ ヘンリー八世はタンストールに対する返書の中で、一旦は「靈的事柄」は聖職者の権限に属すものであることを認めた。ところが、その後で、「肉体の障害や不安をもたらすような、魂に係わる事柄」のみならず「聖職者および彼らの行い」も「神によって定められた君主の権限」に属していると、一見矛盾した言葉を記している。

この矛盾は「靈的事柄」という言葉の内容の食い違いから生じている。簡潔にいうならば、タンストールにとって「靈的事柄」とは従来の定義と同様に、^{ティーチング}教導や聖別と秘跡の執行という司祭の純然たる靈的権限（「品級権」*Potestas Ordinis*）に関する事柄と教会裁判権などの命令し強制する権限（「裁治権」*Potestas Jurisdictionis*）に関する事柄との両方を意味した。だが、ヘンリー八世にとって靈的事柄とは前者のみを意味した。⁽¹⁴⁾ つまりヘンリー八世は、「魂の救護」に関する権能を聖職議会から拒絶されたことも相俟って、この返書の中では、「言葉の聖務」や秘跡

の執行といった聖職者本来の職務に関しては司祭らの権限を認めたが、それ以外の教会権力（裁治権）については神の掟によって世俗君主に属すべきものだと主張しているのである。言い換えれば、ヘンリー八世は伝統的な帝権 *Imperium* と聖権 *Sacrum* の概念を修正したといえる。スカリスブリックはこれを「^{イクリージオロジカル}教会学上の革命の始まり」と評価した。¹⁵ 以上で、ヘンリー八世が「最高の首長」という表現の中で、宗教的理念の上では「裁治権」という限定つきながらも「靈的事柄に関しても最高の首長」である旨を主張したことが理解できよう。これをもって「世俗的事柄における最高の首長」と解釈するか否かは世俗的事柄という言葉の定義の問題となろう。

ただ、ここでこの称号の意味を評価する際に念頭に入れておくべきことは、この事件において国王が当初よりこの主張を明らかにしていたわけではなかったという点である。既にみた通り、五項目の要求はその素地はあったのだが、聖職議会との交渉中に浮上してきたものであり、その意味では、ヘンリー八世の皇帝教皇主義の「革命的な表明」¹⁶ではないといえる。しかし、「革命的な表明」ではないとしても、五項目の要求にみられる国王の主張は前述の一連の発言や「原典編纂集」と内容の点で一致していることは否定できない。既に述べたように、国王は以前から教会権力との関係において王権の概念を公けに表明する必要性に気付いていたが、聖職議会が国王との交渉中に過大な請願を行なったことにより、その必要性を改めて認識したのであり、五項目の要求を出した国王の行為はそうした一貫した認識のもとになされたものだったといえる。そこで問題となるのは、ヘンリー八世がこうした理念を現実にどのような形で政策に反映させたかということである。この点では後述するように、彼は優柔不断の疑いを免れない態度をとっている。

この「聖職者の恩赦」問題の経緯を検討してみると、先ず、国王は曖昧な称号以外に何か成果をあげたのかという問題がでてくる。この「聖職者の恩赦」では、教会法制定権を剝奪した翌1532年の「聖職者の服従」*The Submission of the Clergy*¹⁷ やそれ以後の一連の事件にみられるような具体的な教会権力の規制や剝奪といった確固たる成果は認められない。第二章で考察した通り、国王は聖職議会との交渉において芳しい成果をあげることができなかつた。五項目の要求による教会権力規制の最初の試みは成功したとはいえない。

だが、聖職議会が教皇尊信罪による処罰を免れるために課税を条件とする恩赦を受け入れざるをえなかつたという事実は残る。聖職者たちがその後、問題の称号を認めたことを後悔し、抗議声明を出したことも、シャプュイの書簡に記されている。¹⁸ それよりも注目すべきことは、聖職者たちは結局のところ、教皇尊信罪を口実とした起訴は今後行なわないという保障をヘンリー八世からとりつけられなかつたという事実である。つまり教皇尊信罪の内容やその適用範囲は依然として曖昧であり、それ故に国王の伝家の宝刀としての効力を持ち続けるのである。¹⁹ その後の歴史は聖職者たちが国王の逆鱗に触れることを極度に恐れなければならなかつたことを物語つて

いる。このことは、もしシャプュイが述べているように、²⁰⁾ この事件が「王妃に味方する多数の人々の社会的面子をつぶすこと」を意図していたならば、より大きな意味を持っていたと思われる。さらに国王の新称号が持つ宗教的・政治的意味をも考え合わせると、この事件は聖職者に予防的警告という意味において重大な心理的影響を与えたのみならず政治的影響をも与えたと考えられるのである。

では、国王はなぜ直ちにこれらの政策をより具体的な形で強化発展させることをしなかったのであろうか。ヘンリー八世は2月に教皇が国王に対してそれ相応の態度を取るならば何も行なわないと、威嚇めいた言葉を教皇大使に述べている。が、教皇クレメンス七世はこの事件には全く言及していない。²¹⁾ 結果論からいうと、この事件はローマ教皇との交渉を促進する直接の要因とはならなかった。しかも、国王がその後もローマ教皇の権威の下での離婚許可を得る可能性を追究していた事実もある。そこから、国王の念頭にはローマ・カトリック教会からの分離などは全くなかったのであり、²²⁾ 国王はせいぜいローマ教会に対する自主性を確保しようとしていたにすぎなかつたのだという解釈もでてくる。²³⁾

しかし、スカリスブリックやガイが示唆しているように、ヘンリー八世は理念の上ではローマからの「分離の瀬戸際」まで達したが、そこで立ち止まってしまったのだという解釈も成り立つ。²⁴⁾ 本稿で辿ってきた経過を考え合わせるなら、この解釈はより妥当なものではないだろうか。エルトンもこの可能性を否定してはいない。²⁵⁾ また、立ち止まってしまった理由についても、エルトンが主張するようにヘンリー八世が目的達成の具体的な手段・方法を考え出せなかつたからともいえるが、²⁶⁾ それよりもむしろ、大法官サー・トマス・モアに代表されるような政府部内の反離婚派や聖職者たちを説得する時間が必要であったとするスカリスブリックの見解がより妥当性を持ってくるといえよう。²⁷⁾ あるいはまた、教皇との交渉においても譲歩を引き出す可能性があったからともいえよう。事実、この年の12月に教皇は離婚裁判の再開地としてイングランドやローマ以外の第三国の場所（フランスのアヴィニヨン）を示唆しているのである。²⁸⁾ いずれにせよ、ヘンリー八世は長期目標に達するためには可能な限り、その行動の幅を広げると同時に、その目的達成に支障となるべきものを排除しなければならなかつたということを意味している。²⁹⁾ かくして、ヘンリー八世が自ら政治を執ったこの時期は、「政策なき時期」³⁰⁾ ではなく、様々な可能性を潜めた時期であったといえるのである。

註

(1) *Letters and Papers*, V, 105. 2月14日付書簡。

(2) エルトンは、「奇妙な言葉で聖職者や國中を驚かす馬鹿げた行為であった」というディクソンの言葉を引用している、cf. R. W. Dixon, *History of the Church of England* (Oxford, 1895), I, p. 68, cited in Elton, 'King or Minister?', *Studies*, I, p. 183. Cf. Elton, *England*, p. 125; *Reform and Reformation*.

- mation*, p. 144.
- (3) *Letters and Papers*, II, 1312-3. この宣言が単に俗界における国王の最高権力を意味することはその後、国王がルター反駁書を執筆した際（1521年）に「たとえ、どういう障害があるにしても、教皇の権威は最高に表明しておこう。自分はあの聖座から帝冠を受けられたのだから」と述べている点から明らかである、cf. W. Roper, 'The Life of Sir Thomas More' in *Two Early Tudor Lives*, ed. R. S. Sylvester et al. (Yale, 1969), p. 235. 松川昇太郎訳「ウィリアム・ローパー『トマス・モア伝』」、『トマス・モアとその時代』、澤田昭夫他編（研究社、1978年）、85頁。
- (4) Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 260 *et seq.*; Nicholson, *dissert.*, esp. Chap. II. Cf. Elton, *Reform and Reformation*, pp. 132 *f.*
- (5) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 268; Nicholson, *dissert.*, p. 69.
- (6) Nicholson, *dissert.*, p. 93.
- (7) 1530年4月における発言。Cf. Nicholson, *op. cit.*; p. 121.
- (8) 'Collectanea satis copiosa, ex sacris scriptis et authoribus Catholicis de regia et ecclesiastica potestate'. ニコルソンが明らかにしたこの註釈書は聖書、教皇勅書、教令集、教父著作集、「コンスタンティヌス大帝の寄贈」^{コンシリアリスト}、公会議運動家、アングロ・サクソン諸法、ジェフリ・オヴ・モンマスらの年代記等々からの引用抜粋と註釈から成る。
- (9) この原稿には46箇所にもわたる国王の筆跡が見られる。Cf. Nicholson, *dissert.*, pp. 289-95; Guy, *The Public Career of Sir Thomas More*, pp. 132, 136; 'Henry VIII and the *praemunire*', pp. 495 *f.* なお、エルトンは国王がこの原稿を読むよりも前にクロムウェルがこれらの考えを国王に教えたと示唆している、cf. Elton, *Reform and Reformation*, pp. 136 *f.*
- (10) ヘンリー八世の考えは宗教的概念であり、これが近代的国家主権概念の一要素である国王至上権という政治的法的概念となるためには、人定法（議会法）による宗教事項の規定などの考え方が必要である、cf. Nicholson, *dissert.*, p. 160. この問題については稿を改めて検討したい。
- (11) Scarisbrick, *Henry VIII*, p. 274; Nicholson, *dissert.*, p. 126n.
- (12) *Letters and Papers*, V, 287. 彼の言葉は、国王が教会組織の最高責任者であるから、ローマへの上訴は無効であるということを意味する、cf. Nicholson, *dissert.*, pp. 127 *f.*
- (13) タンストールにとって、「キリストの掟の許容する限りにおいて」という但書は事实上「世俗的事柄に関して」ということを意味した。Cf. Maynard Smith, *op. cit.*, pp. 52 *f.*; Hughes, *op. cit.*, pp. 230-32; Elton, 'King or Minister?', *Studies*, I, pp. 183 *f.*; Scarisbrick, *Henry VIII*, pp. 276-80; Nicholson, *dissert.*, pp. 129-32; Guy, *op. cit.*, p. 496 *f.*
- (14) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 279; Nicholson, *dissert.*, p. 132; Guy, *op. cit.*, p. 497. なお、モ里斯によれば、裁治権はさらに神的裁治権 *Jurisdictio Poli*（悔悛や誓願や、その他の信徒の内面的生活との関係に係わる事柄を、命令したり免除する権限）と世俗的裁治権 *Jurisdictio Fori*（純然たる外的な教会事項のすべてを取り扱う権限）に分かれ、イギリス宗教改革においては、教理を定義する権限をも含め、世俗的裁治権のすべてが国王に与えられた、cf. C. Morris, *Political Thought in England: Tyndale to Hooker* (Oxford, 1953), p. 52. 拙訳『宗教改革時代のイギリス政治思想』(刀水書房、1981年), 57頁。
- (15) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 280. なお、スカリブリックは国王至上権の三原則を、国王は神から与えられた臣民の「魂の救護」権をもつこと、国王は国民教会の聖職者の上位者であること、国王はローマ司教（教皇）に従わないことであるとしている、cf. Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 287 *f.*
- (16) Guy, *op. cit.*, p. 498.
- (17) 拙稿「『教会裁治権者に反対する庶民院の嘆願書』(1532年)について——イギリス宗教改革の一断面——」(早大大学院『文学研究科紀要』別冊八集、1981年) 参照。
- (18) *Letters and Papers*, V, 251. 5月22日付書簡。Cf. Scarisbrick, *op. cit.*, pp. 287.

- (19) シャプュイは教皇尊信罪について「それは国王の悪だくみに依るものである。国王は自分が選ぶどんな口実によっても好き勝手にそれを援用することができる」と述べている, cf. Scarisbrick, 'The Pardon', p. 31. ウィンチェスター司教ガードナー Gardiner は、宗教改革以後も、時の大法官オードリから「教皇尊信罪は今後ともに貴方がた〔聖職者ら〕の身に振りかかるものである」と警告されている, cf. W. H. Dunham Jr., 'Regal Power and the Rule of Law', *Journal of British Studies*, iii (1964), p. 25.
- (20) Guy, *The Public Career of Sir Thomas More*, p. 137.
- (21) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 38.
- (22) ヘンリー八世は2月に「新しい教皇制度」を創ったという教皇大使の言葉を否定している。Cf. *Letters and Papers*, V, 105; Scarisbrick, *op. cit.*, p. 39.
- (23) Elton, 'King or Minister?', *Studies*, I, pp. 181-83; *England*, p. 125. 大野前掲書392—93頁。
- (24) Scarisbrick, *op. cit.*, p. 39; *Henry VIII*, pp. 261-96; Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', pp. 496-98.
- (25) Elton, *Reform and Reformation*, p. 133.
- (26) Elton, 'King or Minister?', *Studies*, I, p. 184; *England*, p. 126; *Reform and Reformation*, pp. 133, 137.
- (27) Scarisbrick, *Henry VIII*, p. 293. この見解は国王の無能を意味するものでもなければ、クロムウェルの政治的才能を否定するものでもない。Cf. Nicholson, *dissert.*, pp. 157-62.
- (28) Scarisbrick, *ibid.*, p. 291. Cf. Elton, 'King or Minister?', *Studies*, I, p. 184.
- (29) Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', pp. 498, 503.
- (30) Elton, *England*, p. 126. Cf. Elton, 'The King of Hearts', *H. J.*, xii (1969) reprinted in *Studies*, I, p. 107.

四

以上、主として事実関係に焦点をあてて、「聖職者の恩赦」にいたる経過とその評価について考察したが、それは以下のように要約できよう。ヘンリー八世は課税と聖職議会における潜在的反対派を封じこめることを目的とした教会権力の規制のために聖職者を起訴した。国王の政策方針は一貫したものであったが、聖職議会との交渉の過程において、国王は以前から考えていた、教会権力との関係において王権の概念を公的に明らかにする必要性をあらためて認識した。この交渉における国王の対応にはいささか確固たる方針を欠くきらいがあったものの、「最高の首長」などの五項目の要求はその前後の状況と照し合わせると、注目すべきほど首尾一貫したものである。これらの要求は、離婚問題解決にあたって国王が将来とりうるあらゆる行動の自由を確保しておく意味合いをもっている。交渉の結果は必ずしも芳しいものではなかったが、しかし、「最高の首長」という新しい称号が認められたことは、その不首尾を少なからず補うものであった。また、この事件以後も教皇尊信罪が教会に対する手段として効力をもち続けたことは、その後の宗教改革における大多数の聖職者の去就を暗示するものである。

「聖職者の恩赦」の最も重要な結果は、ヘンリー八世が「最高の首長」という称号に表わされ

るような王権の概念を表明したことであった。この称号は、その宗教的意味に限っていえば、後の国王至上権に通じうるものであった。国王至上権の宗教的原型ともいべきこの主張をも含めて、国王の要求がその後の宗教改革の経過に与えた影響は以下の二点に要約されよう。一つは、ニコルソンやガイが指摘するように、ヘンリー八世がこうした考えを引き出した「原典編纂集」が宗教改革遂行の一つの指針となり始めたということである。⁽¹⁾ もう一つは、聖職者たちは国王のこの主張の宗教的重要性を認識し始めたにもかかわらず、それらの要求の政治的意図を明確に認識しえなかつたことである。特に国法に反しない教会の諸特権の承認という要求は、教会側の対応のまずさという要因もあったが、翌1532年の「聖職者の服従」を予示するものであったと考えられる。⁽²⁾

いささか論点が散漫になったうらみがないわけではないが、この「聖職者の恩赦」を通して、政策の上では明確に現われてはいないものの、宗教改革初期における国王の方針はその輪郭を多少なりとも明瞭に現わしたといえるのではないだろうか。本稿では、様々な事情によって言及しえなかつた問題が立論の過程で少なからずあるが、それらは今後の課題としたい。

註

(1) Nicholson, *dissert.*, *passim.*; Guy, *The Public Career of Sir Thomas More*, p. 131 *et seq.*; 'Henry VIII and the *praemunire*', pp. 495-96, 503. エルトンはニコルソン論文に依拠しながらも、「原典編纂集」の宗教改革政策に与えた影響については低く評価している, cf. Elton, *Reform and Reformation*, pp. 135-37.

(2) Guy, 'Henry VIII and the *praemunire*', p. 503.